平成２１年（フ）第７９３０号
大阪府八尾市山本町北７丁目３番33―101号
債務者　山口　朱美
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３９号
岡山県倉敷市玉島乙島7350番地47
債務者　石井　啓介
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３５８号
岡山県倉敷市西尾613番地
債務者　大森久美子（旧姓椙原）
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第５９号
鹿児島県指宿市東方8448番地市営魚見団地１―34
債務者　大迫ムツ子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第８７４号
仙台市宮城野区福室６丁目19番15―106号、申立時の住所仙台市宮城野区福室５丁目14番36号　フローリア福室101
債務者　今野　広樹
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２８７号
仙台市泉区寺岡３丁目11番地の４
債務者　山本　浩美
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３３７号
仙台市太白区郡山８丁目22番１―1208号
債務者　清野　泰雄
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４１５号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木2458番地27
債務者　加納　賢治
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４１６号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木2458番地27
債務者　加納　和代
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４３１号
埼玉県本庄市日の出４丁目３番４号
債務者　高橋　靖彦
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５４８号
川崎市川崎区池田２丁目７番３号　森山荘101
債務者　染谷　良美
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５５４号
神奈川県愛甲郡愛川町田代1511番地の８
債務者　真田　良一
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５５５号
川崎市麻生区千代ヶ丘３丁目11番地５　第５旭マンション302
債務者　真田美代子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５６２号
川崎市多摩区長沢１丁目16番14号　ファミリオ生田202
債務者　熊谷　千恵
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５７５号
川崎市宮前区有馬１丁目22番17―403号　ロイヤルヒルズ鷺沼
債務者　丹内　　優
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５８６号
川崎市宮前区野川3091番地　市営住宅２―503
債務者　緑川香すみ
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５９０号
川崎市中原区中丸子1184番地　コーポ前多102
債務者　野元　哲郎
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係